

# こんな 問答 ありました。



## 第1回臨時会

**税条例の一部改正（専決処分）について**

**問** 「たばこ税の税率」については、たばこが健康を害しているという因果関係から、たばこ税の税率を上げて、喫煙率を下げていく目的があるのか。むしろ、税収目的、財源目当てではないのか。

**答** 健康の観点からたばこの消費を抑制するため、将来に向かって税率を引き上げていく必要がある。

**問** 「専決処分」の議案であるが、たばこ税などは10月からの実施なの

に3月31日に専決する必要はないのではないか。

**答** 地方税の一部改正は4月1日からだ。事務の関係で税制改正に伴う処理をしなければならぬためである。

**日高川町国民健康保険税条例の一部改正（専決処分）について**

**問** 企業の倒産、解雇等により国民健康保険に加入した人は、その所得を3割とみなして課税すると町広報に説明されているが、申告されたケースはあるのか。

**答** 前年度の給与所得が100分の30の離職者だが、申告については把握していない。しかし町

内にいることは確かである。

## 第2回定例会

**日高川町国民健康保険税条例の一部改正について**

**問** 旧中津、美山の国保税の改定で急激な負担増にならないように基金で補うというが、どれくらいの額を補ってんのか。

**答** 日高川国保の予算は7パーセント増になっている。川辺国保との差を緩和するためにも今回税の改正をした。基金投入の額は、22年度決算の状況を見ないと

はつきり言えない。

**南山スポーツ公園条例の一部改正とかわべ天文公園条例の一部改正について**

**問** この2つの条例の改正は、町長部局の管理

を教育委員会の管理に移すものだが、方針が決まっていたものがようやく今条例改正とは遅いのではないのか。

**答** 南山スポーツ公園はふるさと振興公社から総務課へ引き取り、陸上競技場と野球場の管理をしていた。これを教育委

員会へ移管する。天文公園の一部は教育委員会が管理していた分もあるが今回条例として提案した。

**一般会計補正予算（第2号）について**

**問** 観光施設管理費として「ヤッホーポイント」の看板の設置だが、大き

さ、材料などの内容はどうなっているのか。

**答** 「ヤッホーポイント」がテレビや各メディアで取り上げられ、日高川町の奥地の重要な観光ポイントになりつつある。

対岸の国道から見て位置が確認できる看板。高さ7メートル、横幅3メートル程度。地域の紀州材を活用して「日本一のヤッホーポイント」であると分かるような大規模なものを設置したい。

愛徳荘への入口、国道へ新たな看板。さらに、「ヤッホーポイント」入口の吊り橋のアーチ部分へ「ヤッホーポイント」のステッカーで明示したい。

「ヤッホーポイント」の起点である遊歩道に正式なシールで路面へ表示。説明板を日本語だけでなく韓国語や英語で表示。椿山ダムからの進入コーズの駐車場の舗装もしたい。これらを含めて全体



かわべ天文公園



日本一のヤッホーポイント（椿山半島）

**問** 椿山半島には遊歩道もあるし、施設も朽ちかけている。修繕も必要ではないのか。

**答** 椿山ダム周辺では国体のカヌー競技が行われる。遊歩道等もカヌー

の観覧などにうまく結びつけて整備していきたい。

**問** 里道の維持、手すりの設置の基準が「2戸以上」となっている。実情に配慮した運用は可能なのか。

**答** 地元の区長、担当者と相談し、検討をしていく。

**問** 里道の舗装や手すりの設置を2カ年でやり切るとの話だが、高齢化している中で後年度においても整備が必要なのではないか。

**答** 特に山間部で要望の多いものだ。要綱で定めて、まず2カ年で地区の要望を出してもらい、できるだけ早くやりたい。後年度については新たな要望、残事業等を見ながら対応していく。

**問** 街路灯8基分の設置を計上している。通学路の安全対策上まだまだ設置する必要があるのではないのか。

**答** 次年度にむけて、20基程度設置したい。場所は、大成中学校から津川インターに近い幹線道路を予定している。

**問** 農業委員会の顧問の委託料を計上している。農地法の改定によって権限委譲がされる中での対応なのか。

**答** 権限委譲も踏まえ、農地法、不動産登記法上などの問題、トラブル等の相談案件が発生したことを想定した中で司法書士の方に顧問を委託したい。

**問** 三十井川の町道の法面の改修は中途半端な予算付けではないのか。危険度は緩和されるのか。

**答** 4月4日崩土が発生した。保安林の部分が落ちたため、林野で対応をした。下の町道部分を「きめ細かな交付金事業」で対処していきたい。崩

**問** 土部分の工法を法枠で合わせて押さえていく。

**問** マルテン天満屋への設置奨励補助金、利子補給助成金、工場等設置インフラ整備助成金、これらの根拠を示されたい。

**答** 「企業立地促進対策要綱」に基づいて助成している。マルテン天満屋は創業後1年継続して操業しているので基準に基づき助成する。

**問** 工場等のインフラ整備については、町の上下水道が行き渡っていないため、自力で井戸を掘削し



美山の花火



ている。そのため2分の1を助成する。

利子補給を3カ年していく。これは上限100万円になる。